

みずほホームエクイティローン規定書  
(2020年11月1日版)

目次

■みずほホームエクイティローン規定

- 第1条 取引方法
- 第2条 取引期間
- 第3条 貸越極度額
- 第4条 利息・保証料・損害金
- 第5条 諸費用の返済用預金口座からの払い戻し
- 第6条 返済方法
- 第7条 任意返済
- 第8条 担保
- 第9条 全額返済義務
- 第10条 反社会的勢力の排除
- 第11条 減額・中止・解約
- 第12条 銀行からの相殺
- 第13条 借主からの相殺
- 第14条 債務の返済にあてる順序
- 第15条 代り契約書等の差し入れ
- 第16条 印鑑照合
- 第17条 費用の負担
- 第18条 届出事項
- 第19条 規定の変更
- 第20条 報告および調査
- 第21条 債権譲渡
- 第22条 準拠法・管轄裁判所
- 第23条 全国銀行個人信用情報センター登録
- 第24条 個人情報の収集・利用・提供に関する同意

■スイングサービス規定

- 第1条 自動融資
- 第2条 自動振替
- 第3条 規定の変更

■自動貸越機能規定

■みずほホームエクイティローンカード規定

- 第1条 カードの利用
- 第2条 A T MまたはC Dによる当座勘定または普通預金からの貸越
- 第3条 A T Mによる当座勘定または普通預金への返済
- 第4条 A T Mによる振替入金等
- 第5条 A T Mによる振込

- 第6条 ATMまたはCD利用手数料等
- 第7条 ATMまたはCDの故障時の取り扱い
- 第8条 カード・暗証の管理等
- 第9条 偽造カード等による貸越等
- 第10条 盗難ローンカードによる貸越等
- 第11条 ローンカードまたはキャッシュカードの紛失・届出事項の変更等
- 第12条 成年後見人等の届出
- 第13条 カードの再発行等
- 第14条 ATMまたはCDへの誤入力
- 第15条 解約・カードの利用停止等
- 第16条 譲渡・質入れ等の禁止
- 第17条 規定の適用
- 第18条 規定の変更

■みずほICキャッシュカード特約

- 第1条 特約の適用範囲等
- 第2条 ICチップ提供機能の利用範囲
- 第3条 ICキャッシュカードの利用
- 第4条 1日あたりの払戻金額
- 第5条 振込カード機能
- 第6条 ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い
- 第7条 ICチップ読取不能時の取り扱い等
- 第8条 準拠法令、合意管轄
- 第9条 特約の変更

## ■みずほホームエクイティローン規定

株式会社みずほ銀行（以下、「銀行」といいます）とみずほホームエクイティローン当座貸越約定（以下、「本契約」といいます）を締結した者（以下、「借主」といいます）が、本契約に基づき銀行と行う当座貸越取引（以下、「本取引」といいます）は、この規定の定めるところによります。

### 第1条（取引方法）

1. 本取引は、当座貸越とし、小切手・手形の振出あるいは手形の引受、公共料金の自動支払は行わないものとします。
2. 借主は、別に定める場合を除き、次項に定める借主の選択に従って、カードローンカード（以下、「ローンカード」といいます）または借主が本契約の申込時に返済用預金口座として指定した預金口座のキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます）を使用して当座貸越を受けるものとします。
3. 借主は、本契約の申込時に本取引に使用するカードをローンカードまたはキャッシュカードのいずれかから選択することができるものとします。また、借主は、本契約成立後に本取引に使用するカードの種類を変更する場合には、当行所定の手続をとるものとします。
4. ローンカード、キャッシュカード、現金自動支払機、自動預入引出機の取扱については、別に定めるみずほホームエクイティローンカード規定によるものとします。
5. 借主は、次条で定める取引期間においては、重ねて銀行とみずほホームエクイティローン当座貸越約定を締結することはできないものとします。

### 第2条（取引期間）

1. 借主がローンカードまたはキャッシュカードを使用して当座貸越をうけられる期間（以下、「カード取引期間」といいます）は、契約日からその1年後の応当日の属する月の17日（銀行休業日の場合はその翌営業日。以下、「期限」といいます）までとします。ただし、期限までに銀行から借主に期限を延長しない旨の申出がない場合には、カード取引期間は更に1年間延長され、延長された取引期間の末日が新たな期限となるものとし、以降も同様とします。
2. 期限までに銀行から借主に期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、次のとおりとします。
  - (1) 本取引にローンカードを使用している借主は、ローンカードを銀行に返却します。
  - (2) 借主は、期限の翌日以降ローンカードまたはキャッシュカードを使用した当座貸越はうけられません。
  - (3) 貸越元利金はこの規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。
  - (4) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、第1項による期間の延長は、銀行が特に認める場合を除き、借主の満70歳の誕生日を超えて行わないものとします。この場合は、前項第1号から第4号までのとおりとします。

4. 借主が本債務を完済した日より1年以上新たな借り入れをしなかったとき、本契約は当然に終了するものとします。ただし、銀行が認めた場合はこの限りではありません。「本債務」とは借主が本契約にもとづいて銀行に対して負担する一切の債務をいいます。

### 第3条（貸越極度額）

1. 本取引における貸越極度額は、本契約に記載した金額とします。  
ただし、本契約締結後は、銀行は銀行および銀行の指定する保証会社（以下、「保証会社」といいます）が行う審査により、貸越極度額を増額もしくは減額することができるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。
2. 利息および保証料の組入れによって貸越極度額を超えた場合にも本規定の各条項が適用されるものとします。

### 第4条（利息・保証料・損害金）

1. 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月17日（銀行休業日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率（保証会社の保証料率を含み、以下、「貸越利率」といいます）によって計算のうえ、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は、毎日の最終残高の累計額について、平年うるう年に関係なく、1年を365日とする日割計算で、前月17日の前営業日から当月17日の前営業日の前日までの毎日の最終残高（100円未満切捨）の累計額に金利を乗じて算出するものとします（1円未満切捨）。
2. 銀行は、当行ウェブサイトに掲示される利率より低い利率を貸越利率として適用する場合があります。その場合には、当行ウェブサイトに掲示することなく、また借主に対して通知することなく、いつでも適用利率を変更し、または適用利率を当行ウェブサイトに掲示される利率と同一に変更することができるものとします。
3. 借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とします。

### 第5条（諸費用の返済用預金口座からの払い戻し）

1. 本契約にかかる印紙代、確定日付料、残高証明書・支払利息証明書発行手数料、その他いっさいの費用について、その発生後いつでも銀行は普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ充当することができるものとします。
2. 本契約に関して借主が負担する下記諸費用についても、銀行は前項と同様の手続により返済用預金口座から払い戻しのうえ、各費用の支払先に振替・振込の方法により支払うことができるものとします。なお、振込にかかる振込手数料についても銀行は同様の処理ができるものとします。
  - (1) 本契約または保証会社との保証委託契約証書（以下、「保証委託契約」といいます）に基づき、不動産登記申請または不動産登記簿閲覧、同謄本・抄本の交付の申請を行うにあたって、銀行または保証会社の指定する司法書士にそれらの申請を委任・依頼する場合の、借主が当該司法書士に対して支払うべき当該申請に要した費用（登録免許税等印紙代、司法書士の報酬その他いっさいの費

用を含みます)。

- (2) 保証委託契約に基づき、借主が損保代理店または保険会社に火災保険を申し込む場合に当該損保代理店または保険会社に支払うべき保険料。
3. なお、上記1.および2.の諸費用については、銀行は前2項の方法によるほか、予め貸越金から差引くことによりその支払に充当することができるものとします。

#### 第6条 (返済方法)

1. 借主は、毎月17日(銀行休業日の場合は翌営業日)(以下、「定例返済日」といいます)に前月17日(銀行休業日の場合は翌営業日)現在の当座貸越残高に応じて次のとおり返済します。

前月17日現在の貸越残高	定例返済金額
1万円未満の場合	前月17日現在の貸越残高
1万円以上100万円以下の場合	1万円
100万円超200万円以下の場合	2万円
200万円超300万円以下の場合	3万円
300万円超400万円以下の場合	4万円
400万円超500万円以下の場合	5万円
500万円超600万円以下の場合	6万円
600万円超700万円以下の場合	7万円
700万円超800万円以下の場合	8万円
800万円超900万円以下の場合	9万円
900万円超1,000万円以下の場合	10万円

2. 前項の規定にかかわらず、定例返済日当日の貸越残高(定例返済日当日に元金に組入れられる利息の額を含みます。以下同じ)が前項に定める定例返済金額に満たない場合には、定例返済日当日の貸越残高の全額を返済します。
3. 前2項による返済(以下、「定例返済」といいます)は自動引落しの方法によることとし、借主は本契約書記載の返済用預金口座(以下、「返済用預金口座」といいます)に毎月の定例返済日までに返済金相当額を預入し、銀行は、定例返済日に小切手または通帳および払戻請求書なしで引落しのうえ、返済にあてることとします。また、万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が返済金相当額に満たない場合には、銀行は、その一部の返済にあてる取り扱いはしないものとします。
4. 毎回の返済金相当額の預入が各定例返済日より遅れた場合には、銀行は返済金と損害金の合計額をもって、前項と同様の取り扱いをすることができるものとします。

#### 第7条 (任意返済)

1. 第6条による定例返済のほか、借主は、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
2. 前項の任意返済は第6条の自動支払によらず、借主が直接銀行の店頭でローンカ

ードまたはキャッシュカードを呈示のうえ入金する方法により、または銀行の自動預入引出機を利用して入金する方法により行うものとします。

#### 第8条（担保）

1. 本契約を締結するに際し、借主は所有する自宅不動産（土地および建物）に保証会社を権利者とする根抵当権を設定します。根抵当権極度額は貸越極度額に110%を乗じた金額以上とします。
2. 保証会社を担保権者とする担保物件の担保価値の減少、借主の信用不安等の銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行または保証会社からの請求により、借主は遅滞なく本取引による債務を保全することができる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
3. 借主は、保証会社を担保権者とする担保物件について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により保証会社の承諾を得るものとします。
4. 本取引による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、保証会社を担保権者とする担保物件について、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により保証会社において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず本取引による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、本取引による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、保証会社はこれを権利者に返還するものとします。
5. 保証会社を担保権者とする担保物件について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等保証会社の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、保証会社は責任を負わないものとします。

#### 第9条（全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくても本取引にもとづく貸越元利金について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
  - (1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含みます）を返済しなかったとき。
  - (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
  - (3) 支払の停止または破産手続もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
  - (4) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (5) 相続の開始があったとき。
  - (6) 借主の銀行に対する預金その他銀行に対する債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき。
  - (7) 保証会社を担保権者とする担保物件について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの請求によって、本取引にもとづく貸越元利金について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。

- (1) 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- (2) 借主が本取引の申込または契約締結に際し銀行に申述した事項または提出した資料等に記載された事項が、一つでも事実と反すると判明したとき。
- (3) 借主が銀行に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (4) 本取引に関し借主が銀行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (5) 保証会社を担保権者とする担保物件の不動産について、取引期間中に使用目的・用途を銀行に無断で変更したとき。
- (6) 借主が銀行との取引約定または保証会社との保証委託取引約定もしくは規約の一つにでも違反したとき。
- (7) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど貸越元利金の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、借主が自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本契約は失効するものとします。

#### 第11条（減額・中止・解約）

1. 借主が第9条各項各号ならびに前条第1項各号および前条第2項各号の一つに該当したとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも貸越極度額を減額し、貸越を中止し、または本取引を解約することができます。
2. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の方法により銀行に通知するものとします。
3. 前2項により本取引が解約された場合、借主は直ちに貸越元利金を支払うものとします。この場合、本取引にローンカードを使用している借主は、直ちにローンカードを返却するものとします。また貸越極度額を減額された場合にも、借主は直ちに減額後の貸越極度額を超える貸越金を支払うものとします。

#### 第12条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、借主が返済しなければならない本取引による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとします。この場合、銀行は借主に書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金利率については、預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

#### 第13条（借主からの相殺）

1. 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は毎月の定例返済日とします。この場合、借主は事前に銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定の定めによります。

#### 第14条（債務の返済にあてる順序）

1. 銀行は、第12条第1項に定める相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、債権保全上等の事由により、どの債務と相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。

2. 借主から返済または前条に定める相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 前項にかかわらず、借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項に定める借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書きまたは前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

#### 第15条（代り契約書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰することのできない事情によって契約書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り契約書を差し入れるものとします。

#### 第16条（印鑑照合）

銀行が、本取引にかかる諸届その他書類に使用された印影を本契約書に押印した印影または、返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故にあっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第17条（費用の負担）

借主に対する権利の行使、保全に要した費用は、借主の負担とします。

#### 第18条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 借主について家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれからの審判をすでに受けているときには、借主または借主の補助人、保佐人、後見人、任意後見監督人はその旨を直ちに銀行に書面で届け出るものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときも同様とします。届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様とします。これらの届出を怠ったために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第19条（規定の変更）

1. 銀行は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容および変更日を当行のウェブサイトに掲示する等の方法で告知することにより、この規定の内容を変更することができます。
2. 変更後の規定については、前項の告知に記載の変更日から適用するものとします。

#### 第20条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 借主は借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に遅滞なく報告するものとします。

#### 第21条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来本取引による債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含みます。以下、同じです）すること、および銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（信託の受託者を含みます。以下、同じです）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の定例返済金額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

#### 第22条（準拠法・管轄裁判所）

1. みずほホームエクイティローン当座貸越約定および本規定が適用される本取引の契約準拠法は日本法とします。
2. みずほホームエクイティローン当座貸越約定および本規定が適用される銀行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、借主は銀行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

#### 第23条（全国銀行個人信用情報センター登録）

1. 借主は、銀行が当座貸越約定の申込に関して、銀行の加盟する全国銀行個人信用情報センターを利用した場合、その利用した日および本申込の内容等が、同センターに1年を超えない期間登録され、同センターの加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
2. 借主は、借入金額、借入日、最終返済日等の当座貸越約定の内容、および返済状況（入金の有無、延滞、代位弁済、強制回収等の事実を含む）の履歴について、取引期間中および契約終了日（契約終了日に完済されていない場合は実際の完済日）から5年を超えない期間、全国銀行協会が運営する全国銀行個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員および同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の取引上の判断のために利用されることに同意します。

#### 第24条（個人情報の収集・利用・提供に関する同意）

借主は、借主に関する情報の収集・利用・提供に関し、以下の内容に同意します。

- (1) 銀行が当座貸越約定にもとづく与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務等のために保証会社から当該保証会社が保有する借主の情報を収集し、利用すること。
- (2) 銀行が上記業務のために、銀行が保有する借主の情報を保証会社に提供すること。

#### ■スイングサービス規定

借主がスイングサービスの利用を予め希望した場合には、みずほホームエクイティローン規定（以下、「ローン規定」といいます）の各条項のほか、本規定における次の条項が適用されるものとします。

##### 第1条（自動融資）

1. 返済用預金口座が次の各号の事由により資金不足（総合口座の極度超過の場合を含みます）となったときは、銀行はその不足額（総合口座の極度超過の場合には当該超過額）相当額の当座貸越をカードローン貸越限度額の範囲内で発生させ、返済用預金口座に入金するものとします。この取扱（以下、「自動融資」といいます）については、ローンカードまたはキャッシュカードの提示は不要とします。
  - (1) 銀行所定の預金口座振替による支払
  - (2) 送金日および送金額を特定した自動送金による支払
  - (3) 銀行所定の約定振替による銀行手数料（外為関係手数料を除きます）の支払
2. 次の各号の事由により返済用預金口座の資金不足が生じた場合には、銀行は自動融資をしないものとします。
  - (1) 預金の払戻し（キャッシュカードによる払戻し、振込を含みます）
  - (2) 約定振替による預金間の振替
  - (3) 銀行からの借入元利金の返済（代理貸付を含みます）
  - (4) バンク POS 利用代金の支払
3. 返済用預金口座に対して同日に複数の請求があり、資金不足合計額が自動融資可能額を超える場合には、そのいずれかの請求金額について自動融資を行うかは銀行の任意とします。
4. 自動融資を行った後に、同日付で返済用預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定・増額がなされた場合であっても、銀行は自動融資の取消しを行わないものとします。
5. 預金口座振替当日0時から預金口座振替処理までに預金の払戻しを行った場合に、自動融資を行わないことがあります。

##### 第2条（自動振替）

1. ローン規定第7条により任意返済を行う場合には、借主は、貸越残高を超えて入金することができるものとします。
2. 前項の場合には、貸越相当額の返済に充当した後の残高については、返済用預金口座に振替入金するものとします。なお、この取り扱い（以下、「自動振替」といいます）については、ローンカードまたはキャッシュカードの提示は不要とします。

3. 自動振替を行った後に同日付でカードローンの当座貸越がなされた場合であっても、銀行は自動振替の取消しを行わないものとします。

### 第3条（規定の変更）

本規定の内容を変更する場合、ローン規定第19条に定める方法によるものとします。

### ■自動貸越機能規定

本取引にキャッシュカードを使用している借主が自動貸越機能の利用を予め希望した場合には、みずほホームエクイティローン規定（以下、「ローン規定」といいます）各条項のほか、本規定における次の条項が適用されるものとします。

1. 借主が現金自動支払機および現金預入支払機を利用したキャッシュカードによる返済用預金口座の預金の払戻しに伴い資金不足になったときはその不足相当額を当座貸越により貸し出し、自動的に返済用預金口座に入金します。
2. 前項の自動貸越は、返済用預金口座に総合口座の貸越極度額がある場合には、その当座貸越の利用限度を超えた金額について行うものとします。
3. 本規定の内容を変更する場合、ローン規定第19条に定める方法によるものとします。

### ■みずほホームエクイティローンカード規定

みずほホームエクイティローン当座貸越約定に基づき開設した当座貸越口座（以下、「当座勘定」といいます）について発行したカードローンカード（以下、「ローンカード」といいます）またはみずほホームエクイティローン当座貸越約定の付帯する普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下、同じです）口座（以下、「普通預金」といい、みずほホームエクイティローンにおける返済用預金口座となっているものをいいます。以下、同じです）について発行するキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます）をCDまたはATM（下記第1条第1項に定義します）を使用して本取引に利用する場合は次により取り扱います。

#### 第1条（カードの利用）

ローンカードまたはキャッシュカードは、次の場合に利用することができます。

ただし、第6項については、キャッシュカードのみ利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動払出機（以下、「CD」といいます）の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関等（以下、「払出提携先」といいます）のオンラインCD、または当行および払出提携先の自動預入引出機（以下、「ATM」といいます）を利用して当座勘定または普通預金から貸越をうける場合。
2. 当行および当行がオンラインATMの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、「預入提携先」といいます）のATMを利用して当座勘定または普通預金に返済を行う場合。
3. 当行のATMを利用して当座勘定または普通預金から貸越を受け、同時に代わり金を他の預金に通帳を使用して預け入れる（以下、この取り扱いを「振替入金」といいます）場合。
4. 当行および払出提携先のうち当行がオンラインATMの相互利用による振込業

務を提携した金融機関等（以下、「振込提携先」といいます）のATMを利用して当座勘定または普通預金から貸越を受け、代わり金を当行本支店および当行以外の金融機関の本支店（機械がご案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。以下、同じです）にあるご指定の受取人の当座預金、普通預金、または貯蓄預金口座に振込入金する場合（以下、当行本支店および当行以外の金融機関の本支店にあるお受取人の預金口座に振込入金することを単に「振込」といいます）。

5. 取引店の窓口でテンキーパッド付カードリーダーを利用して振替入金、振込および当行が定めた範囲で当座勘定または普通預金から貸越を受ける場合。
6. 当行および払出提携先のCD、または当行および払出提携先のATMを利用して普通預金の残高（総合口座の貸越利用可能額を含みます。以下、同じです）を超える普通預金の払戻しを請求したことに伴い資金不足となった場合、その資金不足額を自動貸越機能規定により自動貸越を受ける場合。
7. その他当行がウェブサイト上に告知した取引をする場合。

#### 第2条（ATMまたはCDによる当座勘定または普通預金からの貸越）

1. 当行および払出提携先のATMまたはCDを利用して当座勘定または普通預金から貸越を受けるときは、ATMまたはCDにローンカードまたはキャッシュカードを挿入し、届出の暗証および貸越金額を正確に入力してください。
2. ATMまたはCDによる当座勘定または普通預金からの貸越は、ATMまたはCDの機種により当行（払出提携先のATM使用の場合はその払出提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの貸越金額は、当行（払出提携先のATMまたはCDの場合はその払出提携先）が定めた範囲内とします。なお、1日あたりの貸越金額は当行が定めた範囲内とします。

#### 第3条（ATMによる当座勘定または普通預金への返済）

1. 当行のATMを利用して当座勘定または普通預金に返済するとき、ATMにローンカードまたはキャッシュカードと現金を挿入してください。ATMが現金を確認したうえで返済の手続をします。
2. ATMによる当座勘定または普通預金への返済は、ATMの機種により当行（預入提携先のATM使用の場合は、その預入提携先）所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当行（預入提携先のATM使用の場合は、その預入提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

#### 第4条（ATMによる振替入金等）

1. 当行のATMを利用して振替入金をするとき、ATMにローンカードまたはキャッシュカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。
2. ATMによる振替は、1円単位とし、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。
3. ATMの案内手順に従って操作し、振替入金金額の確認操作を行った後は、ATMでのこの振替入金の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。詳細は振替入金の操作を行ったATM設置店の窓口にご照会ください。

#### 第5条（ATMによる振込）

1. 当行（または振込提携先）のATMを利用して振込をするときは、ATMにローンカードまたはキャッシュカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。
2. ATMによる1回あたりの振込金額は当行の定めた範囲内とします。
3. 本条所定のATMによる振込の場合についても、前条第3項の規定を準用します。

#### 第6条（ATMまたはCD利用手数料等）

1. ATMを利用して当座勘定または普通預金に返済をする場合、ATMまたはCDを利用して当座勘定または普通預金から貸越を受ける場合には、当行および預入提携先・払出提携先所定のATMまたはCD利用に関する手数料（以下、「ATMまたはCD利用手数料」といいます）をいただきます。
2. ATMまたはCD利用手数料は、当座勘定または普通預金への返済・貸越時に当座勘定または普通預金から自動的に引き落とします。なお、預入提携先・払出提携先のATMまたはCD利用手数料は、当行から預入提携先・払出提携先に支払います。この場合、貸越金額とATMまたはCD利用手数料の合計額が、貸越を受けることのできる金額を超えるときは貸越を受けることができません。
3. 当行（または振込提携先）のATMを使用して振込をする場合には当行（または振込提携先）所定の振込手数料を当座勘定または普通預金から自動的に引き落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当行から振込提携先に支払います。なお、この場合、振込金額、ATM利用手数料金額および振込手数料金額との合計額が貸越を受けることのできる金額を超えるときは振込できません。

#### 第7条（ATMまたはCDの故障時の取り扱い）

1. 停電、故障等によりATMによる当座勘定または普通預金への返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でローンカードまたはキャッシュカードにより当座勘定または普通預金への返済を行うことができます。なお、預入提携先の窓口ではこの取り扱いはしません。
2. 停電、故障等によりATMまたはCDによる取り扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行がATMまたはCD故障等の取り扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でローンカードまたはキャッシュカードにより当座勘定または普通預金から貸越を受けることができます。なお、払出提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
3. 前項による貸越を受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、ローンカードまたはキャッシュカードとともに提出してください。また、第1項による返済を行う場合は、当行所定の入金票にお名前、預入金額を記入のうえ、現金およびローンカードまたはキャッシュカードとともに提出してください。
4. 停電、故障等によりATMによる取り扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第2項、前項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、振込提携先の窓口ではこの取り扱いはしません。

#### 第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、ATMまたはCDの操作の際に使用されたローンカードまたはキャッシュカードが、当行が本人に交付したローンカードまたはキャッシュカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ当座勘定または普通預金からの貸越を行います。当行の窓口においても同様にローンカードまたはキャッシュカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱いをいたします。
2. ローンカードまたはキャッシュカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当行のATMを利用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は、第11条の定めにかかわらず、書面の提出は不要とします。ローンカードまたはキャッシュカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードまたはキャッシュカードによる当座勘定または普通預金からの貸越の停止の措置を講じます。
3. ローンカードまたはキャッシュカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 第9条（偽造カード等による貸越等）

1. ローンカードまたはキャッシュカードの変造または偽造による当座勘定または普通預金からの貸越については、本人の故意による場合または当座貸越について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
2. 前項の場合、本人は、ローンカードまたはキャッシュカードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 第10条（盗難ローンカードによる貸越等）

1. ローンカードまたはキャッシュカードの盗難により、他人に当該ローンカードまたはキャッシュカードを不正使用され生じた、当座勘定または普通預金からの貸越については、次の各号のすべてに該当する場合は、当該貸越が本人の故意による場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた貸越（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（本条において「対象額」といいます）について支払を求めることができないものとします。
  - (1) ローンカードまたはキャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
  - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
  - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認することができるものを示していること。
2. 前項にかかわらず、前項の貸越が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は対象額の4分の3に相当する金額について支払を求めることができないものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が

行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難ローンカードまたはキャッシュカード等を用いて行われた不正な貸越が最初に行われた日) から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は当座貸越について支払を求めることができます。

- (1) 当該貸越が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
  - ①本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。
  - ②本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている使用人など)によって行われた場合。
  - ③本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してローンカードまたはキャッシュカードが盗難にあった場合。

#### 第11条 (ローンカードまたはキャッシュカードの紛失・届出事項の変更等)

ローンカードまたはキャッシュカードを紛失した場合またはお名前、代理人、暗証その他届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。

#### 第12条 (成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
4. 補助人、保佐人、後見人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判を受けているときも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
5. 前4項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
6. 前5項に定める届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第13条 (カードの再発行等)

1. ローンカードまたはキャッシュカードの盗難・紛失等の場合のローンカードまたはキャッシュカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. ローンカードまたはキャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第14条 (ATMまたはCDへの誤入力)

ATMまたはCDの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、預入提携先・払出提携先・振込提携先のATMまたはCDで当座勘定または普通預金への返済、当座勘定または普通預金からの貸越または振込を行った場合の預入提携先・払出提携先・振込提携先の責任についても同様とします。

#### 第15条（解約・カードの利用停止等）

1. 本取引にローンカードを使用している借主が、ホームエクイティローン当座貸越約定を解約する場合には、ローンカードを取引店に返却してください。
2. ローンカードまたはキャッシュカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードまたはキャッシュカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードまたはキャッシュカードを取引店に返却してください。
3. 次の場合には、ローンカードまたはキャッシュカードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - (1) 第16条に定める規定に違反した場合。
  - (2) ローンカードまたはキャッシュカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 第16条（譲渡・質入れ等の禁止）

ローンカードまたはキャッシュカードは譲渡、質入れまたは貸与することができません。

#### 第17条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、みずほホームエクイティローン規定および振込規定により取り扱います。なお、振込提携先のATMを利用した場合には、当行振込規定にかえて振込提携先の振込規定により取り扱います。

#### 第18条（規定の変更）

1. 銀行は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容および変更日を当行のウェブサイトに掲示する等の方法で告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。
2. 変更後の規定については、前項の告知に記載の変更日から適用するものとします。

### ■みずほICキャッシュカード特約

#### 第1条（特約の適用範囲等）

1. この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードまたはローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）

を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

2. この特約は、「みずほキャッシュカード規定（個人のお客さま用）」「みずほキャッシュカード規定（個人以外のお客さま用）」「みずほキャッシュカード（当座勘定）規定（個人のお客さま用）」「みずほキャッシュカード（当座勘定）規定（個人以外のお客さま用）」「みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定」「カードローンカード規定」「みずほキャッシュカード（法人用）規定」「カードみずほラインA口ローンカード規定」「みずほホームエクイティローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、各種カード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

#### 第2条（ICチップ提供機能の利用範囲）

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

#### 第3条（ICキャッシュカードの利用）

各種カード規定第1条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDでは各種カード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

#### 第4条（1日あたりの払戻金額）

当行は、当行および払出提携先のATMまたはCDを利用した預金払い戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

#### 第5条（振込カード機能）

1. 当行のICキャッシュカード対応ATM等において振込を実施した場合には、ICキャッシュカード対応ATM等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下、「振込情報」といいます。）を、当行所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
2. ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行・再交付する場合には新しいICキャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。

#### 第6条（ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い）

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

第7条（ICチップ読取不能時の取り扱い等）

1. ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
2. ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
3. 当行の都合により、当行所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。またその場合、当行所定の手数料をいただきます。

第8条（準拠法令、合意管轄）

1. この特約およびこの特約が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この特約が適用される諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第9条（特約の変更）

1. この特約の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

当行が契約している  
指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会 連絡先全国銀行協会相談室  
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772